

## 令和 3 年度アレルギー疾患相談窓口等業務委託仕様書

### 1 目的

アレルギー疾患の重症化の予防には平時からの自己管理が重要であるため、アレルギー疾患を有する患者及びその家族等の不安や悩みに対し、個々の症状に応じた助言や情報提供等を行うとともに、広く県民への正しい知識啓発を行うための相談窓口を設置し、アレルギー疾患を有する患者等の適切な自己管理につなげ、地域住民がアレルギー疾患に関する正しい知識に基づいて適切な対応が行えるような環境の整備を目的とする。

### 2 委託期間

契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日まで

### 3 委託内容

他の医療機関と連携し、アレルギー疾患を有する患者（主に小児）及びその家族を対象とした相談窓口を設置し、アレルギー疾患に関する不安や悩み等に対し、個々の症状に応じた助言や情報提供等を行うとともに、ホームページ等でアレルギー疾患に関する正しい知識を広く県民に周知するものとする。

### 4 対象者

県内に居住する住民を対象とする。

### 5 実施方法等

- (1) 相談窓口は 1 回 2 時間程度、月 4 回程度開設するものとする。
- (2) ホームページ等によりアレルギー疾患に関する正しい知識を広く県民に周知するものとする。

### 6 事業完了報告

この事業完了後、令和 4 年 3 月 31 日までに事業完了報告書を作成し、提出すること。

### 7 個人情報の保護

受託者は、この契約により知り得た個人情報を、県及び本人の承諾なしに第三者に提供し、又は当該業務以外の事業の用に供してはならないこと。

### 8 その他

その他、詳細な契約条件については契約締結時に定めるものとする。企画提案書等の内容や契約締結の意思決定に関わる事項については、資料 1 「企画コンペ実施要領」に定める質問受付の手続きにより問い合わせること。